第４－５●の見出し中「第26条、第27条」を「第27条、第28条」に改める。

第４－６本文中「事業者のうち、」を削り、「必要がある」を「必要がある（番号法第30条第３項により個人情報保護法第16条第３項第３号及び第４号、第17条第２項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外）」に改める。

第４－６Ａｂ中「相当の」を削る。

第４－６Ｂｂ中「電子的方式等で作られる記録」を「電磁的記録」に改める。

第４－６Ｃの見出し中「**確保**」を「**確保等**」に改め、同Ｃ中「保つ」の右に「とともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する」を加える。

第４－６Ｄの見出し中「第17条」を「第17条第１項」に改める。

第４－６Ｅの見出し中「第24条」を「第27条」に、「第５条」を「第８条」に改め、同Ｅａ中「利用停止等の求め」を「利用停止等による請求」に、「第５条」を「第８条」に改める。

第４－６Ｆの見出し中「第25条」を「第28条」に、「第６条」を「第９条」に改め、同Ｆｃの見出し中「第３項」を「第４項」に改め、同Ｆｃ中「ａの本文」を「ｂの本文」に、「ａの規定」を「ａ及びｂの規定」に改め、同Ｆｃを同Ｆｄとし、同Ｆｂの見出し中「第２項」を「第３項」に改め、同Ｆｂ中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に改め、「したとき」の右に「、又は当該保有個人データが存在しないとき」を加え、同Ｆｂを同Ｆｃとし、同Ｆａの見出し中「第１項」を「第２項」に改め、同Ｆａ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた」を「ａの規定による請求を受けた」に、「第６条」を「第９条」に改め、同Ｆａを同Ｆｂとし、同Ｆに同Ｆａとして次のように加える。

ａ　**開示の請求**（第１項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

第４－６Ｇの見出し中「第26条」を「第29条」に改め、同Ｇｂの見出し中「第２項」を「第３項」に改め、同Ｇｂ中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に改め、同Ｇｂを同Ｇｃとし、同Ｇａの見出し中「第１項」を「第２項」に改め、同Ｇａ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下ａ及びｂにおいて「訂正等」という。）を求められた」を「ａの規定による請求を受けた」に改め、同Ｇａを同Ｇｂとし、同Ｇに同Ｇａとして次のように加える。

ａ　**訂正等の請求**（第１項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Ｇにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。

第４－６Ｈの見出し中「第27条」を「第30条」に改め、同Ｈｂの見出し中「第３項」を「第５項」に改め、同Ｈｂ中「に基づき求められた」を「による請求に係る」に、「個人情報保護法第27条第２項」を「第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）」に改め、同Ｈｂを同Ｈｃとし、同Ｈａの見出し中「第１項」を「第２項」とし、同Ｈａ中「本人から、当該本人が識別される保有個人データが第４－１－(1)①Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているという理由又はＤの規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下ａ及びｂにおいて「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求め」を「ａの規定による請求を受けた場合であって、その請求」に改め、同Ｈａを同Ｈｂとし、同Ｈに同Ｈａとして次のように加える。

ａ　**利用停止等の請求**（第１項）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第４－１－(1)①Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき又はＤの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下Ｈにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。

第４－６Ｉの見出し中「第28条」を「第31条」に改め、同Ｉ中「、Ｆｂ、Ｇｂ又はＨｂ」を「、Ｆｃ、Ｇｃ又はＨｃ」に、「求められた」を「求められ、又は請求された」に改める。

第４－６Ｊの見出し中「**求め**」を「**請求等**」に、「第29条」を「第32条」に、「第７条、第８条」を「第10条、第11条」に改め、同Ｊａの見出し中「**求め**」を「**請求**」に改め、同Ｊａ中「、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ」を「の規定による求め又はＦａ、Ｇａ若しくはＨａ」に、「求め（以下ａからｄまで」を「請求（以下Ｊ及び個人情報保護法第53条第１項」に、「開示等の求め」を「開示等の請求等」に、「第７条」を「第10条」に改め、「その求め」の右に「又は請求」を加え、同Ｊｂ及び同Ｊｃ中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改め、同Ｊｃ中「第８条」を「第11条」に改め、同Ｊｄ中「開示等の求め」を「開示等の請求等」に改める。

第４－６Ｋの見出し中「第30条」を「第33条」に改め、同Ｋａ中「又はＦａ」を「を求められたとき、又はＦａ」に、「を求められた」を「の請求を受けた」に改める。

第４－６Ｌの見出し中「第31条」を「第35条」に改め、第４－６Ｌを第４－６Ｍとし、第４－６Ｋの次に次のように加える。

Ｌ　**事前の請求**（個人情報保護法第34条）

ａ　**事前の請求**（第１項）

本人は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から２週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

ｂ　**みなす規定**（第２項）

ａの請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

ｃ　**仮処分命令の申立てについての準用**（第３項）

ａ及びｂの規定は、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは第４－４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第４－７－②Ａ中「番号法第19条第７号の規定に基づき」を「番号法第19条第７号又は第８号の規定に基づき」に、「に限定的に明記」を「又は同法第９条第２項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第２の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定」に改め、「「情報照会者」」の右に「（番号法第19条第７号）又は「条例事務関係情報照会者」（同法第19条第８号）」を加え、「という（番号法第19条第７号）」を「（同法第19条第７号）又は「条例事務関係情報提供者」（同法第19条第８号）という」に、「という（同法第24条）」を「といい、同法第19条第８号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「条例事務関係情報提供等事務」という（同法第24条、第26条）」に改め、同Ａａの見出し中「第21条」を「第21条、第26条」に改め、同Ａａ中「番号法第19条第７号」を「番号法第19条第７号又は第８号」に、「情報照会者」を「情報照会者又は条例事務関係情報照会者」に、「情報提供者」を「情報提供者又は条例事務関係情報提供者」に改め、同Ａｂの見出し中「第22条」を「第22条、第26条」に改め、同Ａｂ中「情報提供者」を「情報提供者又は条例事務関係情報提供者」に、「情報照会者」を「情報照会者又は条例事務関係情報照会者」に、「法令」を「法令又は条例」に改める。